測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十年十一月四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　基本測量（ジオイド測量）

二　測量の地域　吉野郡十津川村の区域

三　測量の期間　平成二十年十一月十二日から平成二十一年三月二十五日まで